

震災被災者に対する 2022 年度健康保険一部負担金等免除の対象者について

■ 2022 年度 健康保険一部負担金等免除対象者・免除期間

東京電力福島第一原子力発電所事故による以下の①②の区域の被災者

<いずれも、震災発生後、他市町村へ転出した方も含む>

避難区域	標準報酬月額	免除対象	
		2022 年 3 月 1 日 ～2022 年 9 月末	2022 年 10 月 1 日 ～2023 年 2 月末
①帰還困難区域等	53 万円以上	○	○
	53 万円未満	○	○
②旧避難指示区域等	53 万円以上	対象外	対象外
	53 万円未満	○	○

①帰還困難区域等

帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

②旧避難指示区域等

- －平成 25 年度以前に指定が解除された (a) 旧緊急時避難準備区域等 (特定避難勧奨地点を含む)
- －平成 26 年度に指定が解除された (b) 旧避難指示解除準備区域等 (田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点)
- －平成 27 年度に指定が解除された (c) 旧避難指示解除準備区域 (楢葉町の一部)
- －平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された (d) 旧居住制限区域等 (葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)
- －令和元年度に指定が解除された (e) 旧帰還困難区域等 (双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)

居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部で、

- －平成 31 年 4 月 10 日に指定が解除された大熊町の一部
- －令和 2 年 3 月に指定が解除された双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部

※ご参考>経済産業省HP 「これまでの避難指示等に関するお知らせ」

■ 免除証明書について

対象者の住所に従い、以下の通りの免除証明書を発行いたします。

避難区域	標準報酬月額	免除証明書の有効期間
①帰還困難区域等	53 万円以上	2022 年 3 月 1 日～2023 年 2 月末迄
	53 万円未満	
②旧避難指示区域等	53 万円未満	2022 年 3 月 1 日～2022 年 9 月末迄(※)

※2022 年 10 月以降分は、9 月に標準報酬月額を確認し対象者のみに交付します。